

変更内容	延岡市の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法	利用者(家族)及びサービス担当者等への周知方法	支援経過記録への記載
① サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する。 例:体調不良による休みや利用の振り替えなど。	口頭	なし	周知方法は問わないが、確実に周知すること	①軽微な変更該当する状況(日時、内容、周知した事実) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え
② サービスの提供回数変更	利用者や家族の都合によるもので、同一事業所における臨時的、一時的な週1回のサービス利用回数の増減については、「軽微な変更」に該当する。	口頭	なし	周知方法は問わないが、確実に周知すること	①軽微な変更該当する状況(日時、内容、周知した事実) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え
③ 利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する。 補足:住所変更に伴い、住環境、家族構成等が変わる場合は、ケアプランの再作成を行うこと。	口頭	1表の修正箇所を見え消し	周知方法は問わないが、確実に周知すること	①軽微な変更該当する状況(日時、内容、周知した事実) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え
④ 事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する。	口頭	1、2、3、6、7表の修正箇所を見え消し	周知方法は問わないが、確実に周知すること	①軽微な変更該当する状況(日時、内容、周知した事実) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え

変更内容	延岡市の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法	利用者(家族)及びサービス担当者等への周知方法	支援経過記録への記載
⑤ 目標期間の延長	<p>アセスメント(モニタリング)の結果、長期目標が変わらない単なる短期目標の延長の場合は、「軽微な変更」に該当する。</p> <p>補足:短期目標は達成可能な目標とし、長期目標の終期には必ず一連の業務を行うこと。また、医師やサービス担当者等の専門的見地からの意見を聴取し、記録を残すこと。</p>	口頭	2表を見え消し	周知方法は問わないが、確実に周知すること	<p>①アセスメント(モニタリング)の結果</p> <p>②医師やサービス担当者等の専門的見地からの意見を含む軽微な変更 に該当する状況(日時、内容、周知した事実)</p> <p>③軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え</p> <p>④当該計画の有効性及び目標を延長することで期待できる効果を含む 介護支援専門員の判断</p>
⑥ 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する。	口頭	7表を見え消し	周知方法は問わないが、確実に周知すること	<p>①軽微な変更 に該当する状況(日時、内容、周知した事実)</p> <p>②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え</p>
⑦ 目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	<p>目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なるサービス事業所変更については、「軽微な変更」に該当する。</p> <p>例:サービス提供事業所の休止・廃止に伴い事業所を変更する場合。</p>	口頭	2、3、6、7表を見え消し	周知方法は問わないが、確実に周知すること	<p>①軽微な変更 に該当する状況(日時、内容、周知した事実)</p> <p>②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え</p>

変更内容	延岡市の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法	利用者(家族)及びサービス担当者等への周知方法	支援経過記録への記載
<p>⑧ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合</p>	<p>アセスメント(モニタリング)の結果、第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別、サービス提供時間が変わらない、単なるサービス内容の変更の場合は、「軽微な変更」に該当する。</p> <p>例:通所介護で機能訓練の一環として実施していた集団体操を個別体操に変更。</p> <p>補足①:例えば、通所介護で実施している入浴介助を訪問介護での入浴介助に変更する場合は、サービスの種別が変わるため、ケアプランの再作成が必要。</p> <p>補足②:医師やサービス担当者等の専門的見地からの意見を聴取し、記録を残すこと。</p>	<p>口頭</p>	<p>2表を見え消し</p>	<p>周知方法は問わないが、確実に周知すること</p>	<p>①アセスメント(モニタリング)の結果 ②医師やサービス担当者等の専門的見地からの意見を含む軽微な変更 に該当する状況(日時、内容、周知した事実) ③軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え ④当該計画の有効性及び期待できる効果を含む介護支援専門員の判断</p>
<p>⑨ 担当介護支援専門員の変更</p>	<p>契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(ただし、新しい担当者が利用者をはじめ各サービス担当者との面識を有していること。)のような場合には、「軽微な変更」に該当する。</p>	<p>口頭</p>	<p>1、6表を見え消し</p>	<p>周知方法は問わないが、確実に周知すること</p>	<p>①軽微な変更 に該当する状況(日時、内容、周知した事実) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え</p>

共通事項

- ※1. 利用者や家族の都合、交通事情による当日の提供時間変更(臨時的、一時的な場合)については、一連の業務は不要とする。
- ※2. 変更箇所への記載については、事業所が持っている原本を見え消し修正し、変更内容を周知すること。
- ※3. 上記取扱いを行っていなかった場合は指導の対象となり、場合によっては運営基準減算を適用する。